

議案第二十号

固定資産評価審査委員会条例の制定について

次のとおり固定資産評価審査委員会条例を制定することについて、地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四十五年三月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



## 例

### 固定資産評価審査委員会条

(昭和 年 月 日)  
条例 第 号

#### 第一節 総則

##### (この条例の目的)

第一条 この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四百三十一条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第二節 委員長及び書記

##### (委員長)

- 第二条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。
- 3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによつてその職務を行なう。
- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行なう。
- 5 委員長の任期は、一年とする。ただし、再任することを妨げない。

#### 第六編 財務 (固定資産評価審査委員会条例)

い。

##### (書記)

- 第三条 委員会に書記一人を置く。
- 2 書記は、町職員のうちから、町長の同意を得て、委員長が任命する。
- 3 書記は、委員長の指揮を受けて、調査を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

#### 第三節 審査の申出

##### (審査の申出)

- 第四条 法第四百三十二条の規定による審査の申出は、審査申出書正副二通を委員会に提出しなければならない。
- 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 審査申出人の氏名及び年令又は名称並びに住所
- 二 審査の申出の趣旨及び理由
- 三 口頭審査の手続による審査を申請する場合においては、その旨
- 四 審査の申出の年月日
- 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき総代表を互選した時、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審

〔島中文〕

査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代、又は、代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十三条第一項に規定する書面を添付しなければならない。

4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは、代表者又は、管理人、総代を互選したときは、総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。

5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

(審査申出書の受理及び取下)

第五条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに、その記載事項提出期限その他の事項について調査をしなければならない。

2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。

3 委員会は、第一項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠缺がある場合においては、五日以内の期間を定めて、審査申出人に

その欠缺を補正させなければならない。  
4 委員会は、審査申出書を受理した場合においては、その旨を町長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ通知しなければならない。

第四節 審査の手續

(書面審理)

第六条 委員会は、書面審理を行なう場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、答弁書を求めるものとする。

2 委員会は、必要があると認める場合においては、審査申出人に対し町長の提出した答弁書の写し及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、弁づく書の提出を求めることができる。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、町長に対し審査申出人の提出した弁づく書の写し及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、再答弁書の提出を求めることができる。

(口頭審理)

第七条 審査申出人は、口頭審理に出席して意見を述べることができる。

[鳥中X]

[鳥中X]

2 委員会は、口頭審理を行なう場合においては、そのつど、文書又はその他の方法で口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び町長に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。

4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

一 提出者の住所、氏名及び職業

二 提出の年月日

三 証言すべき事項

6 委員会は、~~審査申出人~~が出席している場合においては、口頭審理を終了するに先だつて、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

7 書記は、口頭審理について調査を作成しなければならない。

8 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、審理を行なつた委員及び調査を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

一 一事案の表示

二 審理の場所及び年月日  
三 出席した関係者の住所、氏名及び職業  
四 審理の要領  
五 その他必要な事項  
(併用審理)  
第八条 委員会は、審理のため必要があると認める場合においては、前二条の規定にかかわらず、書面審理と口頭審理を併せて行なうことができる。

(実地調査)

第九条 書記は、実地について調査を作成しなければならない。

2 前項の調査には、次に掲げる事項を記載し、調査を行なつた委員及び調査を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

一 一事案の表示

二 調査の場所及び年月日

三 調査の結果

四 その他必要な事項

(議事についての調査)

第十条 書記は、前二条に規定するもののほか、委員会の議事について調査を作成しなければならない。

第六編 財務 (固定資産評価審査委員会条例)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に出席した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならぬ。

- 一 一事案の表示
- 二 会議の場所及び年月日
- 三 会議の要領
- 四 その他必要な事項

(決定書の作成)

第十一條 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。

2 第四百三十三條第八項の通知は、審査申出人に対しては、前項の決定書の正本をもつて、町長に対しては、その副本をもつて、これをしなければならない。

(審査の秩序維持)

第十二條 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めるところができる。

第五節 雜則

(関係者に対する費用の弁償)

第十三條 第四百三十三條第三項の規定によつて関係者に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者(審査申出人を

三人等の旅費弁償 三九九六

除く)に対して「~~前項の規定による旅費支給の~~」の規定による旅費支給の例によつて旅費を支給するものとする。

(固定資産評価審査委員会規程への委任)

第十四條 この条例に定めるものを除くほか、審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 固定資産評価審査委員会条例の廃止)

2 固定資産評価審査委員会条例(昭和二十八年 〇〇〇〇号)以下「旧条例」という。は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定による委員長、委員長があらかじめ指定した委員及び委員会の書記は、この条例の規定による委員長、委員長があらかじめ指定した委員及び委員会の書記とみなす。この場合において、委員長の任期は、従前の残任期間とする。